

平成25年9月25日

総合評価方式における電子申請システムにかかるシステム障害時等の取扱いについて

都市政策部技術管理センター
技術管理課

標記につきましては、総合評価方式における電子申請システム又は電子認証に不具合が発生し、下記に掲げるいずれかに該当する場合は、紙ベースによる技術資料の提出を平成25年4月1日より認めることとし、平成25年3月29日付け「新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお願い（周知）」及び平成25年5月15日付け「新潟市総合評価方式の手引き」においてお知らせしています。

①	電子申請を行うためのICカードが失効、破損、閉塞等で使用できなくなった場合で、ICカードの再発行の申請予定又は申請中の場合
②	有資格業者側の不測のシステム障害により締切に間に合わない場合
③	その他各発注部局等において、紙申請を行うことがやむを得ないと認められる場合

【手続きについて】

上記障害が発生した場合の手続きについては、財務部契約課所管の「電子入札システムにかかるシステム障害時等の取扱い」による方法を準用し、契約部署からFAXで発行される「承諾について」の写しを技術管理課に原則持参することとしておりますが、電子入札システムでは不具合がなく電子申請システムで不具合がある場合、契約部署の「承諾について」によらない場合の手続きとし、以下のとおりこのお知らせをもって取り扱うこととします。

- 総合評価方式における紙申請方式参加承諾願（別紙）等を技術管理課に提出します
 - 入札公告に記載の技術評価点自己評価表提出締切日の午後5時までに原則持参により技術管理課に提出してください。
午後5時を過ぎた場合は、承諾の手続きはできません。
 - 上記承諾願（2部）、技術評価点自己評価表、電子申請における申請書のそれぞれに必要な事項を記入し印刷した書類を提出してください。
 - 承諾（又は不承諾）については、技術管理課より、その場で当該承諾願の1部に記入の上、返却します。
- 注意事項
 - 紙申請については、電子申請と同様に内容の審査は一切行ないません。

- ・有効・無効の取扱いについては、電子申請と同様にお知らせしません。
- ・技術評価点自己評価表等の記載内容により、電子申請と同様に失格になる場合があります。

(詳細は、平成25年3月29日付け「新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお願い(周知)」及び平成25年4月30日付け「新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお願い」の訂正、および電子申請で作成する際の様式について(周知)」にてご確認ください。)